

第4次  
富士宮市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

平成28年度▶平成32年度

平成28年4月

富士宮市

# 環 境 方 針

## 基本理念

富士宮市は、目指す将来都市像を「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」と定め、世界遺産富士山の豊かな恵みを大切にし、安全・安心で元気に暮らすことのできるまちづくりや、誰もが輝く未来づくりなどにより、魅力あふれる富士宮の未来に向けて、さらに国際色豊かで文化的な都市を目指しています。

その中で、豊かな自然環境を次の世代へ受け継ぐため、第2次富士宮市環境基本計画に基づき、地球温暖化をはじめとする環境問題に、市民、事業者と協働で積極的に取り組み、低炭素社会、循環型社会の実現に向けて行動していきます。

また、富士宮市役所は、自ら行う事務事業の環境に与える負荷を把握・管理し、環境への負荷の低減に率先して努めます。

## 基本方針

- 1 第2次富士宮市環境基本計画に基づき、環境に関する施策を推進します。
- 2 事務・事業の実施においては、省エネルギー・グリーン購入・省資源・廃棄物の減量・リサイクルを推進し、地球温暖化防止などの地球環境保全に取り組みます。
- 3 環境に関連する法規制を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 4 職員などの市の活動のために働く人が、環境方針等の理解を深め、継続的に環境への配慮が実践できるよう教育研修を行います。
- 5 環境マネジメントシステムや環境活動を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。

平成28年4月1日

富士宮市長

須藤秀忠

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1 実行計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 実行計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 実行計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実行計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 実行計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第3章 具体的な取組

- 1 省エネルギー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 公用車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 省資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 環境に配慮した物品等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 廃棄物の減量及びリサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 建築物の建築、改修、維持管理等における配慮・・・・・・・・・・ 8

## 第4章 計画の推進、点検体制及び公表

- 1 計画の推進及び点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 職員に対する研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

# 第1章 基本的事項

## 1 実行計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、その要因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、自然環境や私たちの生活にも大きな影響を及ぼすといわれています。

地球温暖化の影響は、農作物や生態系への影響、異常気象による災害の多発、海面上昇に伴う陸地の減少などが予測されており、その影響の大きさから、人類の生存そのものにかかわる最も重要な環境課題となっています。

地球温暖化の原因は、二酸化炭素などの温室効果ガスの急増です。私たちの事業活動で消費する電気やガス、ガソリンなどは、温室効果ガスを大量に発生させています。

地球温暖化対策は、国際的な取組となっており、国、地方公共団体それぞれが計画的に取り組むことが求められております。また、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、地球温暖化対策に地方自治体が取り組む重要性がさらに高まっています。

### 地球温暖化対策の動き

時 期	地球温暖化対策の動向
平成9年 (1997年)	京都議定書採択 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3) 温室効果ガス排出量：平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までに、平成2年(1990年)を基準年度として、6%削減することを約束。
平成10年 (1998年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 平成11年の施行に伴い、地方公共団体に実行計画策定の義務付け。
平成17年 (2005年)	「京都議定書」発効 発効条件を満たしたため、京都議定書が発効。これより京都議定書に法的な拘束力が発生。
平成22年 (2010年)	「カンクン合意」採択 気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16) 温室効果ガス排出量：平成32年(2020年)までに、平成2年(1990年)比25%削減することを目標にすることを約束。
平成25年 (2011年)	地球温暖化対策推進本部開催 温室効果ガス排出量：平成32年(2020年)までに、平成17年(2005年)比3.8%削減することを目標に決定。
平成24年 (2012年)	「第四次環境基本計画」策定 温室効果ガス排出量：長期目標として平成62年(2050年)までに平成2年(1990年)比80%削減を目指す。
平成27年 (2015年)	「パリ協定」採択 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21) すべての国が温室効果ガス削減に取り組み、今世紀後半には、世界の温室効果ガスを実質的にゼロにすることを目指すと表明。 【日本の目標】 温室効果ガス排出量：平成42年(2030年)までに平成25年(2013年)比で26%削減することを目標にすることを約束。

### 富士宮市役所の取組

平成10年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」といいます。)が制定され、国、地方自治体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国・地方公共団体の実行計画の策定に対し、事務及び事業に関して温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画(以下「実行計画」といいます。)の策定が義務付けられました。

当市は、平成12年度に第1次実行計画を策定しました。平成17年度には、富士宮市環境基本条例に基づき、「富士宮市環境基本計画」を策定し、同時に第2次実行計画を策定しました。平成24年4月には、第3次実行計画を策定し、市の事務及び事業に伴い排出される温室

効果ガスの排出量の削減に努めてきました。

このたび、第3次実行計画の計画期間(平成24年度～平成27年度)の満了に伴い、第4次富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「本計画」)を策定するものです。

## 2 実行計画の目的

温対法第20条の3第1項に基づき、市の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

## 3 実行計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

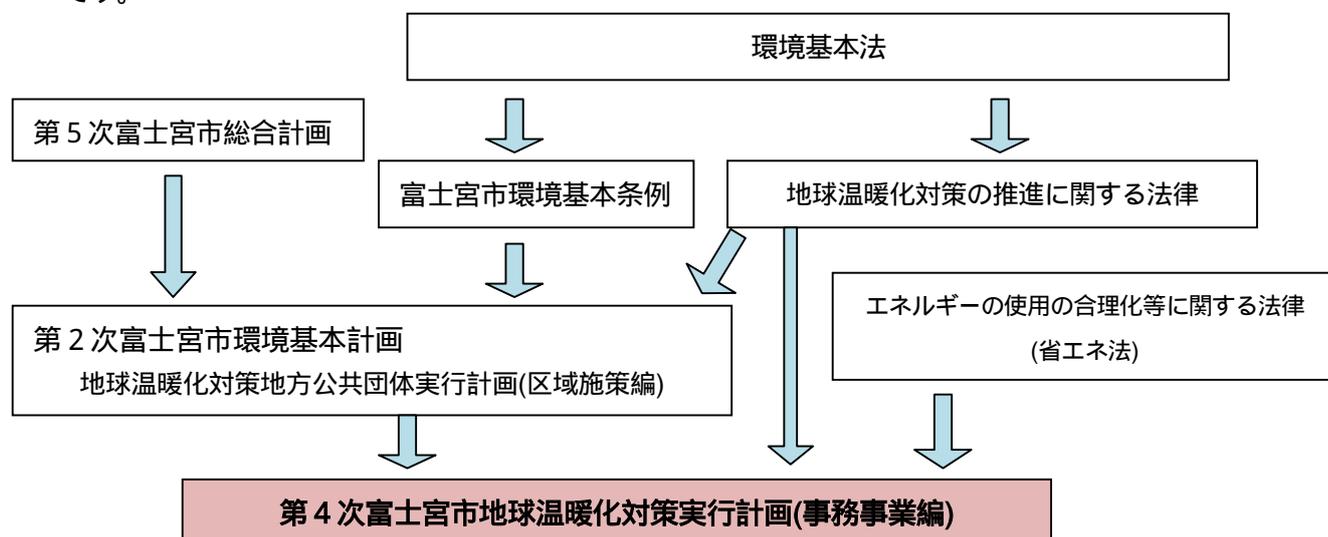
第2次富士宮市環境基本計画との整合を図るため、環境基本計画の中間年度の平成32年度を終了年度とします。

本計画の策定に当たっては、基準年度を平成26年度として削減目標等を定めます。

なお、社会情勢の変化、法改正等により、必要に応じ見直しを行います。

## 4 実行計画の位置づけ

本計画は、温対法第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画です。富士宮市環境基本条例に基づく「第2次富士宮市環境基本計画」「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」に掲げている地球温暖化対策の取組を具体化し、市が排出する温室効果ガスを削減するための計画です。



## 5 実行計画の対象

### 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスを対象とします。

名称	概要	地球温暖化係数 (温室効果)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	主に石油や石炭などの化石燃料の燃焼により排出されます。エネルギー消費を伴う日々の生活と密接に係っています。	二酸化炭素の係数(温室効果)を1とする。
メタン(CH <sub>4</sub> )	水田や家畜の腸内、廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生します。	25
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	化石燃料や一般廃棄物の燃焼、農用地の土壌や家畜排泄物等から発生します。	298
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	冷凍機器、空調機器の冷媒や断熱材等の発泡剤等に使用します。オゾン層を破壊しませんが、強い温室効果があります。	12~14,800 【1,430 (HFC-134a)】
パーフルオロカーボン(PFCs)	主に半導体の製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。	
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	主に電気絶縁ガスや半導体製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。	
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやこれらの製造装置のクリーニングに使用。	

ただし、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、本市の事務及び事業では該当しないため、算定から除くものとします。

また、ハイドロフルオロカーボンについては、カーエアコンの冷媒用として使用されているテトラフルオロエタン(HFC-134a)の地球温暖化係数1,430を使用して算定しています。

### 対象とする組織、施設等の範囲

対象範囲は、市長事務部局、市立病院、会計管理局、消防本部、教育委員会事務局、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局などが実施する全ての事務及び事業とします。(指定管理者制度による実施事業を含みます。また、基準年度以降に建設された施設も対象とします。)

なお、民間企業、公益法人など外部への請負や委託(施設の管理運営を除く)により実施している事業は対象外とします。

### 本計画における算定方法・算定に係る排出係数

温室効果ガス排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定されている排出係数を使用し、それぞれの使用量にエネルギーの種類ごとの排出係数と、地球温暖化係数を乗じて算定します。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

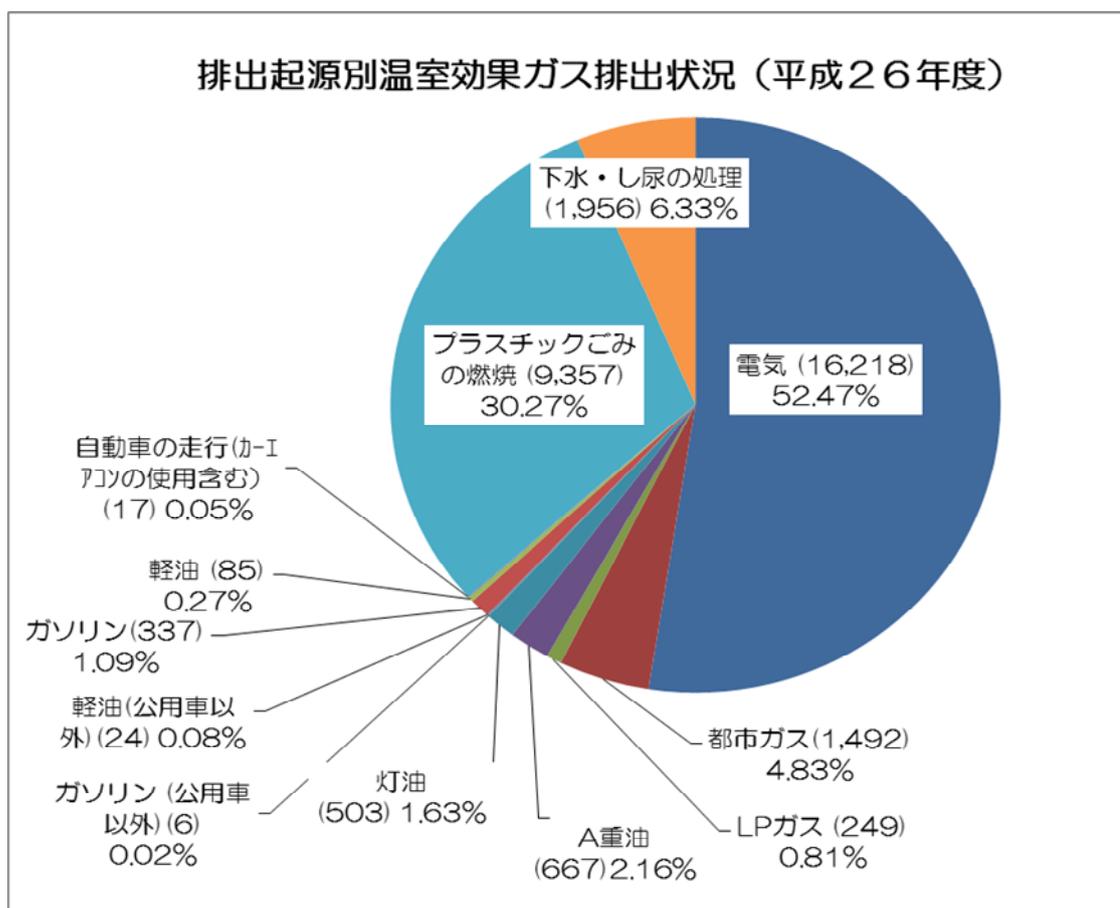
### 1 温室効果ガスの排出状況

基準年度（平成26年度）の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算値で、3万910トン-CO<sub>2</sub>でした。このうち、二酸化炭素が2万8,881トン-CO<sub>2</sub>、メタンが1,465トン-CO<sub>2</sub>、一酸化二窒素が561トン-CO<sub>2</sub>、ハイドロフルオロカーボンが4トン-CO<sub>2</sub>となっており、90%以上が二酸化炭素となっています。（表1）

市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガス（平成26年度）（表1）

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比(%)
二酸化炭素	28,881	93.44
メタン	1,465	4.74
一酸化二窒素	561	1.81
ハイドロフルオロカーボン類	4	0.01
パーフルオロカーボン類	-	-
六ふっ化硫黄	-	-
三ふっ化窒素	-	-
計	30,910	100.00

小数点以下を端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。



排出起源別の二酸化炭素排出状況を見ると、電気の使用からの排出が最も多く、次いで、プラスチックごみの燃焼（清掃センター）からの排出、次いで下水・し尿の処理からの排出となっています。（図1）

施設名等	二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	メタン CH <sub>4</sub>	合計
清掃センター （プラスチックごみの燃焼含む）	12,590 (9,300)	57 (57)	0.08 (0.08)	12,647 (9,357)
市立病院	3,538			3,538
水道施設（浄水場含む）	2,677			2,677
星山浄化センター	1,632	422	195	2,249
浄化槽	-	57	1,227	1,284
衛生プラント	917	13	43	972
市役所	942			942
小学校 23 校	733			733
中学校 13 校	593			593
学校給食センター	584			584
総合福祉会館	466			466
新稲子川温泉ユース・トリオ	420			420

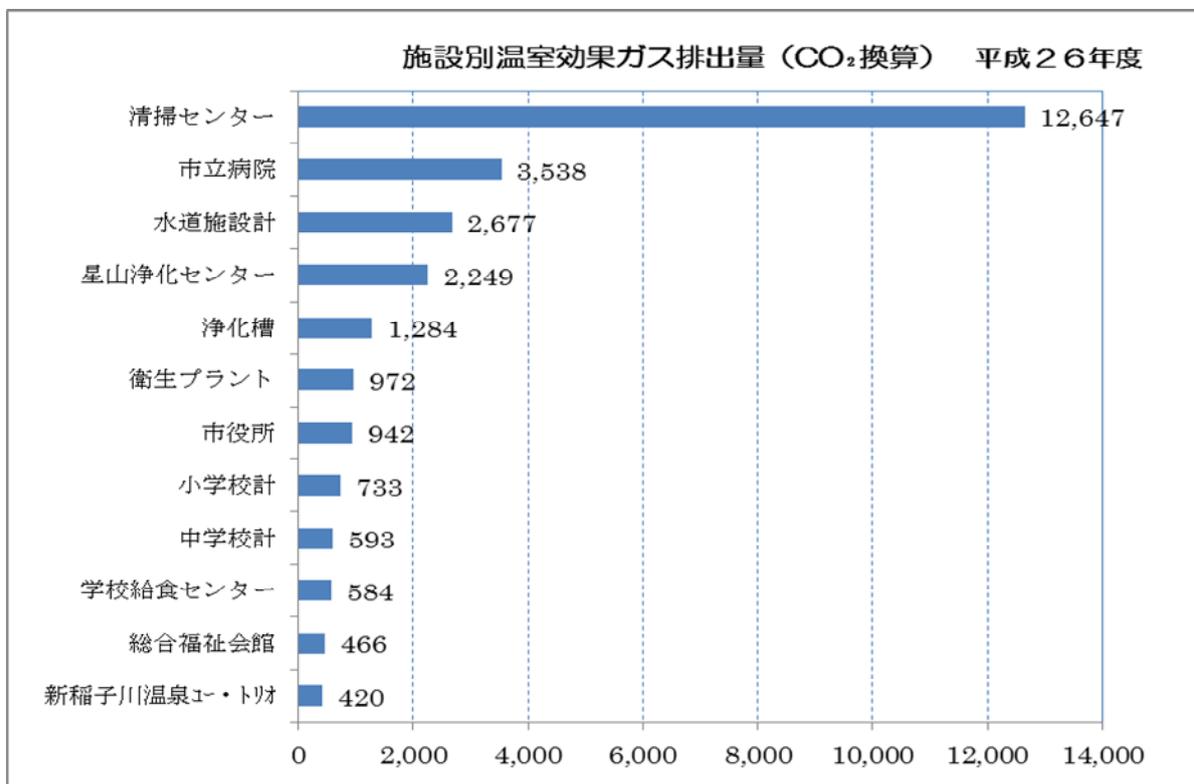
小数点以下を端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

温室効果ガス別排出量を見ると、二酸化炭素については、プラスチックごみの燃焼からの排出量が多いことから清掃センターが最も多く、次いで市立病院からの排出、水道施設からの排出の順となっています。

一酸化二窒素については、星山浄化センターからの下水処理からの排出が最も多く、次いで浄化槽からの排出、清掃センターのプラスチックごみの燃焼からの排出の順となっています。

メタンについては、浄化槽からの排出が最も多く、次いで星山浄化センターの下水処理からの排出となっています。

（図2）

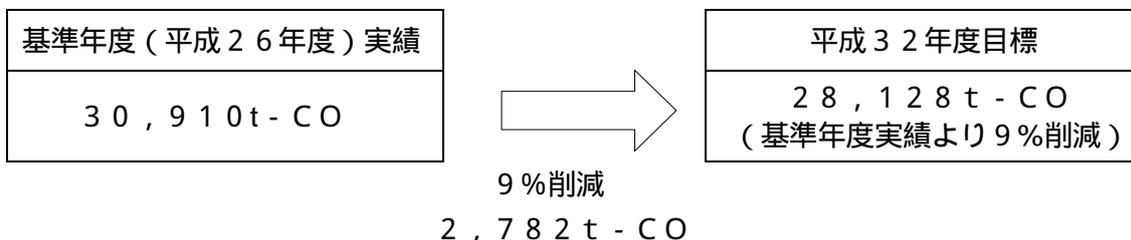


施設別温室効果ガス排出量を見ると、プラスチックごみの燃焼からの排出が多いことから、清掃センターが最も多く、次いで市立病院からの排出、水道施設、星山浄化センターからの排出の順となっています。

## 2 削減目標

### 【目標】

温室効果ガス排出量を、平成32年度までに基準年度(平成26年度)比で9%削減することを目指します。



分野別排出量の削減目標を、次のとおり設定します。

(単位:t-CO)

排出起源	基準年度実績 (平成26年度)	平成32年度目標		
電気の使用	16,218	電力使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約6%削減します。	15,244	
燃料の使用	都市ガス LPガス A重油 灯油 ガソリン・軽油 (公用車燃料除く)	燃料使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約3%削減します。(1)	2,941	
				2,842
				公用車燃料
	プラスチックごみの燃焼	9,357	プラスチックごみの焼却量の削減により、二酸化炭素排出量を基準年度比で約18%削減します。	7,672
その他 ・自動車(カーエアコンの使用、自動車の走行) ・下水、し尿の処理	1,973	可能な限り削減に努めますが、数値目標は定めません。	1,973	

#### 目標設定根拠

- ・電気の使用及び燃料の使用...省エネ法に基づくエネルギー使用量の削減目標(年平均1%削減)公用車燃料は省エネ法対象外であるが、省エネ法の削減目標に準じる。
- ・プラスチックごみの燃焼...富士宮市一般廃棄物処理基本計画

(1)燃料の使用については、平成29年度から新学校給食センターの稼働に伴い、ボイラーの燃料がA重油からLPガスに変更されることを考慮して目標設定しています。

## 第3章 具体的な取組

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、事務及び事業で次のような取組を実行します。

### 1 省エネルギー

#### 全般

エネルギーを使用する設備については、省エネ法に基づくエネルギー管理標準の遵守及び適正な運用により省エネルギーに取り組めます。

運転管理	温度管理や運転・停止など運転管理に関する事項について管理標準に準じ適正に運転します。
------	--------------------------------------------

保守・点検	日常点検の実施や、定期的に保守・点検を行うことで、安全に使用します。
-------	------------------------------------

新設・更新	新設更新時は、設置方法や最適な導入台数の検討、効率の良い設備の導入を検討します。
-------	------------------------------------------

#### その他

環境負荷が少ない燃料への転換に努めます。

計画的な業務執行による残業時間の短縮及びノー残業デーの徹底に努めます。

夏季のクールビズ及び冬季のウォームビズを推進します。

### 2 公用車

#### 公用車の効率運用及び適正運転

エコドライブ10のすすめ(エコドライブ普及連絡会)<sup>1</sup>を参考にして運転します。

出張時などは鉄道、バスなど公共交通機関の積極的な利用に努めます。

出張時などは低公害車(ハイブリッド自動車、電気自動車など)の積極的な利用に努めます。

近距離の移動は、徒歩及び電動自転車利用に努めます。

公用車の走行ルート合理化、相乗りなど、公用車の効率的利用に努めます。

#### 公用車の導入、維持管理等

公用車の更新時には、低公害車などへの移行を検討します。

給油時又は洗車時にタイヤの空気圧を調整するなど、車両の日常点検を励行し常に最適な状態で運行します。

### 3 省資源

#### 用紙類等の使用量の削減

両面印刷及び裏面利用を徹底します。

余白使用による簡易決裁を励行します。

文書等の共有化及び減量化に努め、紙の使用量の削減を図ります。(電子メールの活用、資料の電子情報化など)

ホッチキスに代え、クリップ、ガチャック、針なしホッチキス等の使用に努めます。

会議資料のペーパーレス化(プロジェクターなどのOA機器の利用促進)及び配付資料の減量(事前配付資料の持参、封筒配付の廃止)に努めます。

職員の会議開催は、出欠の確認に職員ポータルスケジュール機能を活用するなど、紙の使用量削減、事務の効率化に努めます。

印刷物及び刊行物の種類、作成部数、ページ数等を最小限に留め、紙の使用量の削減を図ります。

余白使用による簡易決裁を励行します。

市内全戸配付文書は、可能な限り「広報ふじのみや」へ集約します。

パソコンで文書を印刷する場合は、印刷プレビューを利用し印刷ページを最小限に留めます。

コピー機使用後は、リセットすることでミスプリントを防ぎます。

水の使用量の削減

節水及び節水機器の導入に努めます。

#### 4 環境に配慮した物品等の購入

物品等の購入は必要最小限とし、グリーン購入 2の調達者の手引き（環境省） 3などを参考に、可能な限りエコマーク商品、国際エネルギースターロゴ商品など、環境への負荷の少ない製品を購入します。

紙類

コピー用紙、封筒等の購入及びチラシ、冊子等印刷物作成の際は古紙配合率の高い用紙などを使用します。（グリーン購入法における総合評価値が80以上の用紙の使用など）印刷物を発注する際は、可能な限り古紙配合率の高い用紙（グリーン購入法における総合評価値が80以上の用紙など）、非塗工紙、植物油インキなどを指定します。

窓付き封筒を発注する際は、可能な限り窓部分に紙を使用したものを指定します。

電気製品等

個別設備のエネルギー管理標準に基づき、電気製品等の購入又は更新を行います。

電気

環境に配慮した調達を行うように、方針を定めます。

その他

過剰包装及び使い捨て製品の購入を控え、簡易包装及び詰め替え可能な製品を購入します。

可能な限りリサイクル製品及び再利用可能な製品を購入します。

物品単価契約一覧に環境への負荷の少ない製品の明示をするなど、積極的にグリーン購入に関する情報を提供します。

#### 5 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

1人1日当たりのごみ総排出量の削減に努めます。

カップ、箸などについては、繰り返し使用できる物を使用します。

使用済み封筒、ファイル類など使えるものは廃棄せず再使用します。

備品類、その他事務用消耗品類などは修理又は補修を行い長期間使用します。

回収ボックスを設置しごみの分別に努め、（紙・缶・ビン・ペットボトルキャップ等）リサイクルを推進します。

マイバッグの利用促進など、ごみの減量に向け意識啓発を行います。

#### 6 建築物の建築、改修、維持管理等における配慮

「ふじのくに」エコロジー建築設計指針（静岡県） 4などに基づき、省エネルギー、省資源など環境保全に配慮した施設の整備に努めます。

「富士宮市の公共施設における太陽光発電設備等の導入の推進に関する取扱いについて」に基づき、再生可能エネルギーや新エネルギー等 5の導入を進めます。

公共施設などの建築の際は、建物の耐久性、解体時のリサイクルなどに配慮します。改修に伴い十分な省エネルギー効果が見込まれる施設については、E S C O事業 6を導入するよう努めます。

建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合には、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について検討し、設置します。なお、設備を設置した場合は、日常管理の徹底を図ります。

施設の整備、改修時には、積極的な緑化を図ります。(グリーンカーテンも含む)

1 エコドライブ10のすすめ(エコドライブ普及連絡会)

<http://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/susume.pdf>

2 グリーン購入・・・購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

3 グリーン購入の調達者の手引き(環境省)

[http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block\\_brief/h26\\_mat/t\\_mat01.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/h26_mat/t_mat01.pdf)

4 “ふじのくに”エコロジー建築設計指針(静岡県)

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-130a/shizuokaeco.html>

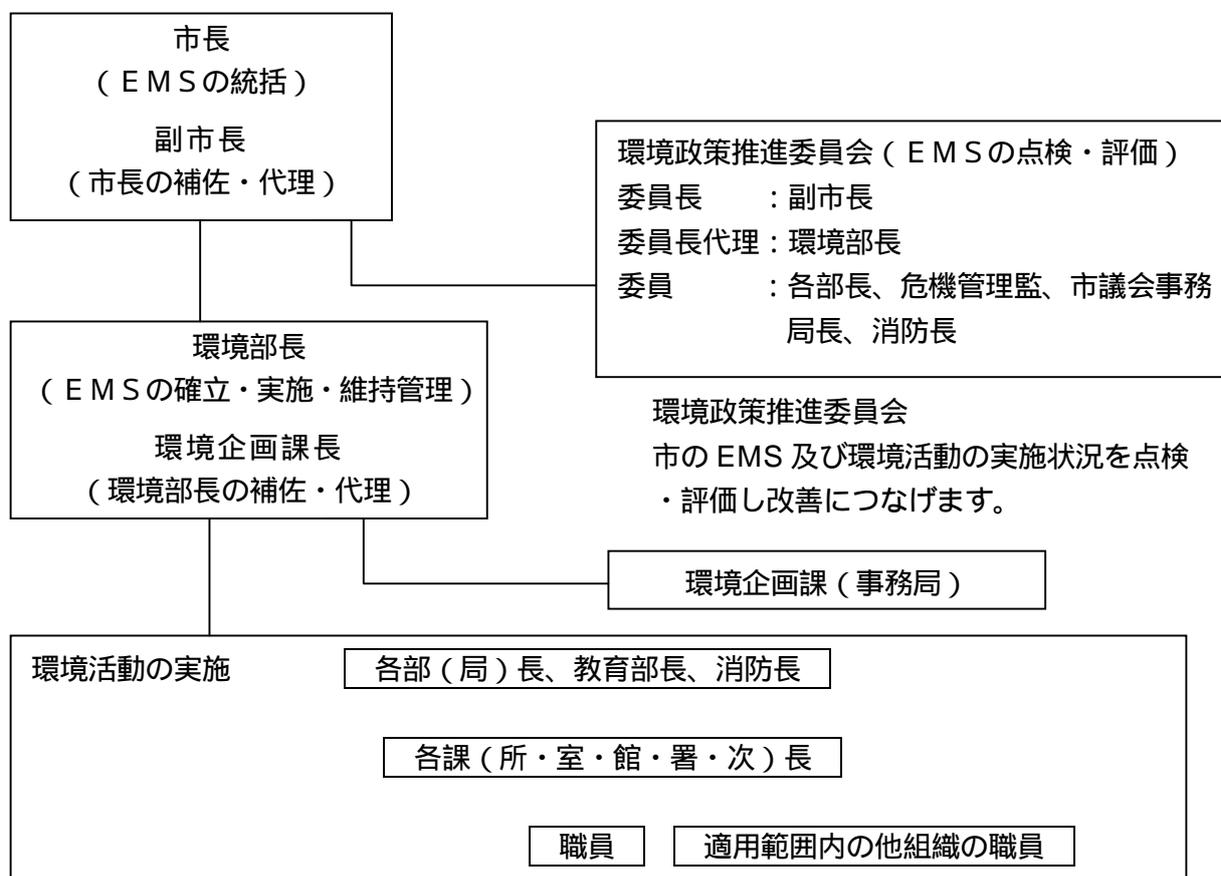
5 新エネルギー・・・二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものとして定められており、太陽光発電、太陽熱利用などがある。

6 E S C O事業・・・工場又は事業所に省エネルギー設備導入等に関する資金調達や省エネルギー効果の保証を組み合わせた包括的なサービスを提供する事業で、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業

## 第4章 計画の推進、点検体制及び公表

### 1 計画の推進及び点検体制

本計画を効果的に推進するため、計画の推進及び点検は、「富士宮市環境管理マニュアル」(以下「環境管理マニュアル」といいます。)に基づき下記の体制で行います。



### 2 職員に対する研修等

職員に対する研修は、環境管理マニュアルに基づき、適用範囲の職員に対して行います。

### 3 進捗状況の公表

進捗状況は、毎年度取りまとめ、ホームページ及び富士宮市環境白書に掲載することで、公表します。